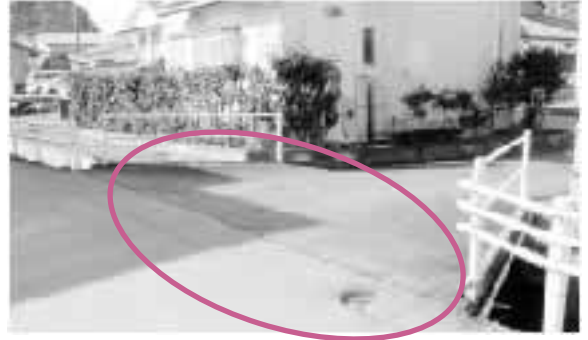


法定外公共物(道路、水路)を占有・形状変更・用途廃止する場合には許可が必要です

法定外公共物とは・・・道路や河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの法律の適用がない、道路、水路、河川などをいいます。法定外公共物は市の行政財産であり、個人が無許可で橋を架けたり、土地の形状を変えたりすることはできません。必要が生じた場合は、武雄市長の許可が必要になります。



「法定外公共物」は市の行政財産であり、個人で勝手に橋を架けたり、土地の形を変えたりすることはできません。また、用途廃止及び売り払いするには事前にご相談ください。必要な場合は、武雄市長の許可が必要になります。

旧武雄市、山内町、北方町で許可を受けられていた方はそのまま新武雄市に許可内容が引き継がれます。また条例により法定外公共物を占有する場合は許可を受けていただくよう定められております。許可を受けられていない方につきましては、申請をしていただきますようお願いいたします。

主な占有物件の例としては、宅地等の入口において、水路等に橋を架けて進入をされている場合、水路に排水管などを設置されている場合等があります。

武雄市では平成19年度より法定外公共物の占用料を、新武雄市での統一された料金で納めていただくこととなります。

法定外公共物占用料金の主なもの

道路を占有する場合		
暗きよ、円管類	m当り/年額	38円～760円（管径により金額が異なります）
看板類	m ² 当り/年額	1,100円
水路を占有する場合		
建 物	m ² 当り/年額	120円
通路、橋りょう	”	50円
管 類	m当り/年額	85円～130円（管径により金額が異なります）
※ 代表的な占有物件と占用料の単価です。詳細についてはお問い合わせください。		

申請の手続き等のお問い合わせにつきましては、市役所本庁建設課管理係（23-9330）、山内支所建設課管理係（45-2909）、北方支所建設課管理係（36-6024）までご連絡ください。



担当 内田